

～合葬式墳墓への納骨までの手続き～

被埋蔵者の埋葬許可証を

※埋葬許可証は死亡届出時に  
交付されます。

持っていない

自治体に「死体埋葬・火葬許可再交付  
申請書」を提出し、許可証の再交付を  
受けてください。

持っている

埋蔵日の予約をしてください。※1  
埋蔵許可証は、埋蔵日の前日までに  
住民税務課 生活環境係にご提出くだ  
さい。（郵送でも提出できます。）

個別埋蔵室へ納骨  
された方は①

共同埋蔵室へ納骨  
された方は②

※1 合葬式墳墓は施設管理のため施  
錠しており、埋蔵時のみ開錠いたしま  
す。そのため、町で埋蔵受入日を設け  
ています。予約は電話でも受け付けま  
す。

①

個別埋蔵室への納骨

申請時に希望された方には、納骨  
時に墓誌札を配布いたします。石  
材店で刻印をして、役場へご提出  
ください。※2

許可を受けた日から15年経過し  
たところで、共同埋蔵室へご遺灰  
を移動いたします(墓誌札の提示は  
継続いたします)。

②

共同埋蔵室への納骨

申請時に希望された方は、施設横  
の墓誌版(裏面)に直接、被埋蔵  
者の氏名のみを刻むことができます。  
石材店等の手配は当係では行  
いません。

共同埋蔵室へ納骨すると、ご遺灰  
の返還はできません。

※2 刻印する文字は生前氏名、年齢、没  
年のみとなります。

〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地  
辰野町役場 住民税務課 生活環境係  
電話 0266-41-1111(2114・2115)  
FAX 0266-41-0575  
MAIL ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp